

第235回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

令和7年11月21日（金曜日） 午後3時から午後4時00分まで

2 会場

武蔵野市役所 対策本部室

3 出席者

- (1) 委員 6人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課主査、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

5 内容

同意議案 議案第3号 法第43条第2項第2号による許可の同意
（無接道建築物）

同意議案 議案第4号 法第44条第1項第2号による許可の同意
（バス停留所上屋の新築）

同意議案 議案第5号 法第48条第1項ただし書きによる許可の同意
（用途地域制限の緩和）

6 要録

【議案第3号について】

本敷地の地区は東京都が昭和32年5月14日第536号により道路位置の指定をしたが、昭和46年に一部権利者の承諾を得ていなかったとして東京都建築審査会が道路位置指定について無効の採決をした経緯があり、以降は地区内の建物が法第43条第1項に抵触することとなった。

本件は、現況幅員2.811～2.822mの通路に接している敷地における地上2階建ての一戸建て住宅の建築について、法第43条第2項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より計画概要並びに敷地及び道の状況について説明がなされた。その上で本計画が建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に掲げる基準に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと

認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意向が示された。

委員からは、既存建築物の形態や通路の取り扱いについて質疑がなされたが、審議に関わる特筆すべき事項はなかった。

審議の結果、議案に対し同意とすることに決定した。

【議案第4号について】

本件は、市道191号線、法第42条第1項第1号及び法第42条第1項第2号、幅員50.00mである吉祥寺駅北口駅前広場に幅6.61mで位置している既存の路線バス停留場上家を建替える計画について、法第44条第1項第2号の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より本計画上家は武蔵野市の「道路内に設けるバス停留所等上屋の取扱い基準」に適合する計画となっていること、警察署長、消防署長及び道路管理者より交通上、消防上、通行上支障がない旨の意見書を受けていることの説明がなされた。その上で本計画は、公益上必要な建築物で、その用途、規模、位置及び構造から通行上支障がないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意向が示された。

委員からは、上家における広告物の市の取扱いについて質疑がなされたが、審議に関わる特筆すべき事項はなかった。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

【議案第5号について】

本件は、第一種低層住居専用地域内に、事務所と診療所の複合用途の建築物である医師会館を建替えるものであり、その用途が法別表第2（い）項に抵触するため、法第48条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可するに際して、建築審査会の同意を求めるものである。議事要旨は以下のとおり。

特定行政庁より、計画概要並びに既存建築物の利用用途について説明がなされ、その上で本計画は、現在に至るまで、医師会館としての利用について近隣の住民等から騒音等苦情がなかったことや、医師会館の必要性から、良好な住居の環境を害しないと認められるため、建築審査会の同意を得て許可したい旨の意向が示された。

委員からは、付近の状況や既存建築物の使われ方について質疑がなされたが、審議に関わる特筆すべき事項はなかった。

審議の結果、議案に対し同意することに決定した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 柴崎 瑞稀

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 澤田 孝信

同 委員 吉川 徹

同 委員 伊藤 達也

同 委員 小石原 敏夫

同 委員 島田 佳子

専門調査員 遠藤 榮治

【署名欄】